Ver. 1

住宅設備機器延長保証サービス規程
（商品修理サービス）

本規程は、販売店（以下「当社」といいます。）が、第１条第１項に定める加入者に提供する「住宅設備機器延長保証サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件について定めるものです。申込者が、本サービスの加入申し込みをした場合には、本規程に同意したものとみなします。

第１条（加入者証）

1. 当社は、保証料金の受領後、加入者に対し、遅滞なく、延長保証加入者証（以下「加入者証」といいます。）を書面もしくは電磁的方法により発行します。当社の加入者証発行をもって、本サービス加入手続が完了するものとします。加入者証が発行された申込者を、以下「加入者」といいます。
2. 加入者は加入者証を紛失した場合、当社に対して再発行の手続きを依頼することができます。この場合、所定の手数料がかかります。

第２条（サービス内容）

加入者証に記載された商品（以下「対象商品」といいます。）に、対象商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で故障が発生した場合、メーカー保証書の保証規程および本規程の各条項に基づいて、対象商品の無償修理（出張修理）を行います。

第３条（サービス期間）

1. 本サービスが効力を有する期間（以下「本サービス期間」といいます。）は、加入者証に記載された保証期間とします。本サービス期間中、修理回数に制限はありません。なお、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合でも、本サービス期間は変更されません。
2. 本サービス期間中であっても、対象商品のメーカー保証期間中はメーカー保証が優先されます。

第４条（代替品）

1. 本サービスによる 1 回の修理見積価格が加入者証に記載された保証限度額（以下「保証限度額」といいます。）を超過する場合や、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等の理由を含むがこれに限りません。）は、保証限度額を上限として当社が指定する同機種または同等品（メーカー問わず）を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。
2. 代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種又は品名、品番その他の指定を行うことはできないものとします。
3. 代替品の提供をもって、本サービスは終了となります。

第５条（費用）

本サービスの利用にあたり加入者が負担する主な費用は以下の通りです（ただし、これに限るものではありません。）。

(1) 対象商品の脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含みます。）。
(2) 代替品提供の際にかかる脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含みます）、送料および廃家電処理（リサイクル法）費用等。
(3) メーカー保証規程等により遠隔地と定められている離島および遠隔地への出張修理にかかる出張費用。

(4) 故障内容が再現しない場合または、本サービスの対象外となる故障であることが判明した場合の修理に係る一切の費用（送料等を含みます。）および加入者の都合にて修理をキャンセルした場合に掛る一切の費用。

第６条（サービスの依頼）

1. 本サービスにおける対象商品の修理は、当社の委託を受けてアルファバリュー株式会社（以下「保証代行会社」といいます。）が行います。加入者は、アルファバリュー修理受付センター（以下「修理受付センター」といいます。）に直接申し出ることによって対象商品の修理を依頼するものとします（修理を依頼された対象商品を、以下「修理依頼品」といいます。）。
2. 修理の具体的な実施方法については、修理依頼を受け付けた際に個別に加入者にご案内するものとします。
3. 修理依頼にあたっては当社が発行した加入者証が必要となります。

第７条（変更の届出）

1. 加入者は、加入者証に記載された氏名、住所、連絡先等の加入者にかかわる情報に変更があった場合、またはメーカー等から代替品の提供を受け製品または製造番号（シリアル番号）に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 加入者は、前項の届出を怠ったことにより本サービスの提供を受けられない場合があることを承諾します。

第８条（個人情報の取扱）

1. 当社は、加入者（申込者を含みます。）から取得した個人情報を以下の目的の範囲内で利用します。
   (1) 本サービス契約の締結、契約の維持管理、各種手続きの実行。
   (2) 修理依頼品の回収、お届けおよび修理サービスの実施。
   (3) 本サービスまたは加入者ご本人のご契約に関するお問い合わせへのご対応。
   (4) その他商品・制度設計およびアフターサービス等、本サービスの提供に付随する業務。
   (5) 新商品・新サービスのご案内。
2. 当社は、加入者の個人情報の取扱に関する業務の全部または一部を、保証代行会社に委託するものとします。
3. 変更の届出（第７条）、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ（開示・訂正・削除・利用停止等）、苦情および相談は、以下の＜個人情報に関する連絡先＞までご連絡ください。

   ＜個人情報に関する連絡先＞
   〒130-0022　東京都墨田区江東橋２丁目 19-7
   アルファバリュー株式会社　個人情報受付窓口
   電話番号：03-6863-7399

第９条（サービスの適用除外事項）

以下の事項に該当する場合には、本サービスは適用されないものとします。

(1) 当社または保証代行会社以外で修理を依頼された場合。
(2) 電池、フィルター類、パッキン等メーカーの指定する消耗品類交換である場合または指定外の消耗品の使用に起因する故障。
(3) 使用上の誤りや維持・管理の不備による故障または破損（水道法に規定された水質基準に適合した水

以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等を含むが、これらに限りません。)。

(4) 不当な修理（対象商品のメーカーまたは指定修理業者等による修理以外の修理）または改造・増設・付加による故障または破損。

(5) 故意または過失(加入者、第三者を問いません。)による、落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩等による故障。

(6) 設置・工事が主原因(施工不良等)として考えられる故障および損害。

(7) 設置・工事後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた故障または損傷。

(8) 対象商品の部品交換を伴わない調整および清掃、設定等手直し修理で完了する故障。

(9) 外観の損害・破損等、対象商品の機能および使用の際に影響の無い損害。

(10) 通常使用に支障の無い部分での経年劣化による摩耗・さび・かび・腐敗・変質・変色、その他類似の事由によって生じた破損。

(11) 動物・植物等の外部要因（ねずみ食い・虫食い等）で故障及び損傷した場合。

(12) 業務目的および想定外の使用や使用の限度を超える過酷な使用(対象商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った使用方法・使用限度を超える使用をいいます。）に起因する故障および破損。

(13) 地震、火災、落雷、風水害などの天変地異および塩害、ガス害、異常電圧などの外的要因に起因する故障および破損。

(14) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます)、放射性物質もしくはそれに汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および破損。

(15) 戦争、内乱、暴動、紛争、その他これらに類似する争乱による故障および破損。

(16) 差押、強制執行等、国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障および破損。

(17) 対象商品を国外に持ち出された場合の国外からの修理依頼。

(18) メーカー保証（リコールの対象となるものを含みます。）を受けられる故障または破損。

(19) 対象商品と異なる商品(シリアル番号等が異なる場合を含みます。)の修理を依頼された場合。

(20) 修理のご依頼が、本サービス期間の終了日以降になされた場合。

第１０条 (間接損害)

以下に定める対象商品の故障および破損に起因して生じる損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 他の財物に生じた故障、若しくは破損等の損害。

(2) 対象商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。

(3) 身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む)。

第１１条 (規程の変更)

1. 当社は、加入者の了承を得ることなく、本規程を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の本規程によります。
2. 当社は本規程を変更した場合、当社のホームページにおいてこれを開示するものとします。なお、変更後の本規程は、当社が別途定める場合を除き、当社のホームページに明示された変更の施行日より

効力を生じるものとします。

第１２条（その他の注意点）

故障並びに損害の認定等について当社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、当社は中立的な第三者の意見を求めることができます。

第１３条（サービスの終了）

1. 以下に定める事由が発生した場合、本サービスは終了するものとします。
   (1) 本サービス期間が満了した場合。
   (2) 第４条に基づき代替品が提供された場合。
   (3) 盗難、紛失等により対象商品を遺失した場合。
   (4) 対象商品が譲渡または販売され、名義および使用人が変更になった場合。ただし、加入者が申込時に対象商品が贈答品である旨を当社に申し出た場合を除きます。
   (5) 加入者が当社に対し本サービスの解約を申し入れた場合。
   (6) 本規程の各条項について、加入者に重大な違反があった場合。
2. 当社は理由の如何を問わず保証料金の返金を行わないものとします。ただし、対象商品の売買契約の解除に伴い本サービスが解約される場合は、この限りではありません。

制定日：平成 24 年 7 月 1 日

販売店（当社）の表示

※保証加入者証に記載

保証代行会社の表示
アルファバリュー株式会社
〒130-0022
東京都墨田区江東橋二丁目 19 番 7 号
http://alphavalue.co.jp

■修理のご依頼は、下記までご連絡ください。
アルファバリュー修理受付センター
電話番号：0120-948-179
受付時間：24 時間・365 日時間受付（年中無休）